

令和元年 6 月 5 日

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（日本維新の会・希望の党提出）反対討論

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（自由民主党・国民の声・公明党・無所属クラブ提出）賛成討論

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（立憲民主党・民友会・希望の会提出）反対討論

国民民主党・新緑風会 舟山康江

国民民主党・新緑風会の舟山康江です。私は会派を代表し、議題となりました日本維新の会・希望の党提出の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案に反対、自由民主党・国民の声・公明党・無所属クラブ提出の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、以下「自主返納法案」に賛成、立憲民主党・民友会・希望の会提出の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する立場から討論を行います。

平成 24 年 12 月、身を切る改革に対して当時の安倍自民党総裁が賛成したことから、解散総選挙が行われました。ですから、私たち国民民主党・新緑風会は、そもそも昨年 7 月の公選法改正、すなわち、合区によりあぶれた県の候補を救うために作られた、「特別枠」を設けるために定数を 6 人増やす、というゲリマンダーを彷彿させるようなご都合主義で党利党略の「定数 6 増法」には反対しました。そのため、今国会においても、平成 31 年 2 月 8 日に、定数 6 減法案を提出させて頂いております。

また、自民党と公明党から、定数 6 増法の付帯決議にある、「定数の増加に伴い参議院全体の経費が増大することのないよう」という条文を根拠に、平成 31 年 2 月 8 日に参議院議員の歳費削減法案が提出されました。これは、参議院議員のみ、一律強制的に歳費を毎月 77,000 円削減する、というものであり、衆議院と参議院で、議員の歳費が異なると同時に、あろうことか、三権の長である議長の報酬までもが衆参で異なるという、前例のない非常識な状況を良識の府・参議院自らが法律で作出すものでした。つまりは、参議院の役割や意義を自ら軽視し、おとしめるような案であり、さらには、憲法にも抵触する懸念も数多く指摘されていたものです。

これに対して、私たち国民民主党・新緑風会は、先に述べたとおり、同日、2 月 8 日に定数 6 減法案を提出するとともに、参議院の経費を削減する目的から、4 月 18 日に選挙期間を 3 日間短縮する法案も提出いたしました。このように、私たちはただ反対するのではなく、最良の方法を模索し、議論を求めて参りました。

しかし、我が会派の努力もむなしく、自民党と公明党は数の力で押し切り、4 月 22 日に、

議院運営委員会で趣旨説明を行うことを決定しました。

このような議員の身分にかかわることに対して、与野党が対立する中で決定されることには問題があり、何とか与野党合意形成ができないのか、そのことを議論の場である議院運営委員会理事会において我が会派の櫻井理事から何度も粘り強く提案させて頂きました。途中経過に関しては、強行に議院運営委員会での審議を押し切ろうとするなど、その運営には断固抗議の思いもありますが、最終的には、自民党と公明党の皆さんが歩み寄りの姿勢を見せ、当初の案を取り下げられたことに対しては感謝申し上げたいと思います。

しかしながら、改めて誤解のないように申し上げたいと思いますが、私たちは定数を元に戻すのが最良だと考えていますし、その思いは今も全く変わりません。

いまからでも遅くはありません！ 多くの地方議会が定数削減の努力を行っている中、参議院だけが例外ではないはずです。何ら合理的理由のない中でのこの定数増を元に戻す決断を行うべきです。

その上で、今回の「自主返納法案」に、苦渋に満ちながらも賛成する理由を以下に述べさせていただきます。

上述の通り、今回の歳費削減を巡る議運のこれまでの運び方、とりわけ、4月19日の議運理事会は、歳費削減法案を何としても付託したいとの思いから、極めて乱暴なものであったことは、大変遺憾でした。

そのような中、野党不在のまま決定していた、4月22日の議運理事会において、委員長のご努力もあり、委員会開会が見送られ、各党の幹事長会談等も経て、合意に向けての努力をしてきた、というのが、これまでの一連の経緯であります。

問題点を挙げればきりがありませんが、元々の自公・無所属クラブ提出の、歳費削減法案は、衆参の歳費が違うこと、衆参議長の歳費が違うこと、憲法に抵触する恐れがあるということ、どう考えてもあり得ないものであったことから、これが趣旨説明の一步手前で取り下げられたのは、良識ある参議院の一員として、私も安堵しているところです。

自主返納法案はこうした一連の経緯の中で、与野党がギリギリ歩み寄ることのできる唯一の手段であることが、私たちが苦渋の思いながらも、同法案に賛成する理由です。

私たち国民民主党・新緑風会は、そもそも6増が間違っており、私たちが提出した2案、定数6減と選挙期間短縮による経費節減が最良だ、という思いは変わりません。しかし、それを主張するだけでは結局また平行線、一致点が見つけれられないという中で、すんでの所で自らの法案の審議を見送った自公にも一定の敬意を表しつつ、この度の自主返納法案には一定の理解を示したいと思います。

一方で、立憲民主党・民友会・希望の会が提出した今回の法律案は、衆参の全議員及び三権の長の一律6%削減というもので、一見、正論にも見えますが、こうしたこれまでの与野党の歩み寄りを一切無視して、5月30日になって提出されるという極めて唐突なものであり、賛成できないものであったことは指摘させていただきたいと思います。

また日本維新の会から提出された、歳費2割削減法案に関しては、東日本大震災からの流れを汲むものであり、一定の理解を示したいと思います。しかし、今回の改定はあくまで、6増法案の付帯決議に対する措置であり、この歳費の削減に関しては、衆参共通の議題として議論されるべきものと考えております。

最後に、定数増を決めた昨年7月の公職選挙法改正の附帯決議の一、今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと。二、参議院議員の定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行うという共通認識に立ち返るべきだと考えます。

その上で、改めて問題提起をさせていただきます。

2院制の意味を考えれば、人口に対する1票の格差、すなわち投票価値の平等だけを論じることに強い違和感を覚えます。世界で2院制を採用している国の制度を見ると、アメリカに代表されるように、下院は人口割り、上院は地域代表制になっています。参議院の独自性を考えれば、1票の格差の視点からのみ、定数を考えることに問題があると感じています。

私は山形県選出の議員ですが、このまま人口だけを勘案して定数を定めるのであれば、地方の声はどんどん小さくなってしまいます。定数削減、参議院選挙期間の短縮、そして参議院の経費削減に、与野党各会派が真剣に向き合うだけではなく、付帯決議にもあるとおり、参議院の役割、あり方も含めて、立法府として早急に、真剣に、議論していただくことをお願い申し上げ、私の討論とさせていただきます。